

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

ベトナム社会主義共和国

食品表示

1. 食品安全法 NO. 55/2010/QH12 第 VII 章第 44 条. 食品のラベル表示の記載	1
2. 包装食品、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドライン NO. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT	1
3. 商品表示に関する政令 NO. 43/2017/ND-CP.....	2
4. 政令 NO. 43/2017/ND-CP をガイドする科学技術省通知 NO. 05/2019/TT-BKHCHN	3
5. その他の特定の表示要件	4

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 食品安全法 No. 55/2010/QH12 第 VII 章第 44 条. 食品のラベル表示の記載

第 1 項: ベトナムにおいて食品、食品添加物、食品加工助剤の生産、輸入を行う組織、個人は、商品のラベル表示に関する法律の規定により、食品のラベル表示の記載を実施しなければならない。

2. 包装食品、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドライン No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT

包装食品、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドラインとして、2014 年 10 月 27 日に保健省(MOH)、農業農村開発省(MARD)及び産業通商省(MIT)が合同通知 No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT を公布した。本通知は、その後、商品表示に関する政令 No. 43/2017/ND-CP 及び科学技術省通知 No. 05/2019/TT-BKHCHN により、一部修正、補足されているが、現在も有効である。

包装食品、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドライン No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT

【 目 次 】

第 1 章 一般的事項 General Provisions

- 第 1 条 適用と項目 Scope and subjects
- 第 2 条 用語の解釈 Definitions
- 第 3 条 表示要件 Requirements on labelling of food products
- 第 4 条 表示言語 Language of food labelling

第 2 章 表示規則及び表示方法 Regulation on Labelling and Method of Labelling

- 第 5 条 ラベル内容 Contents of food labels
- 第 6 条 製品名 Product name
- 第 7 条 製品材料 Product composition
- 第 8 条 製品の定量(正味重量/実際の容量/量) Product quantifying (net weight/actual volume/quantity)
- 第 9 条 製造日、保存可能期間、及び保管方法 Production date, shelf life and storage instructions
- 第 10 条 使用方法 Use instructions
- 第 11 条 強調表示及び安全上の警告 Recommendations and warnings on safety
- 第 12 条 製品に責任を負う組織又は個人の名称及び所在地 Name and address of the organizations and individuals responsible for food products
- 第 13 条 製品の原産国 Origin of food
- 第 14 条 食品安全規制への適合宣言又は遵守宣言証明書の受領通知番号 Receipt No. of conformity statement or Certification on conformity of food safety
- 第 15 条 いくつかの義務的ラベル内容の免除 Exemption of some mandatory contents of labelling

第 3 章 特定の製品の表示 Labelling Contents for Some Special Food

- 第 16 条 事業目的の食品添加物 Food additives for business
- 第 17 条 照射食品 Irradiated foods

第 4 章 施行規定 Organization of Implementation

- 第 18 条 施行日時 Date of enforcement
- 第 19 条 施行の責任 Implementation responsibilities

別添 1 グループ名表示 About Group Names

別添 2 栄養強調表示 Some recommendations on nutritious comparison allowed for labelling

○ **表示言語**

第4条 第1項: 製造されてベトナム市場で販売される製品のラベルは、ベトナム語で記載し、本共同回状で定める通りの適切な義務的情報を提示していなければならない。各製品タイプの要件によっては別の言語を用いてもよい。他言語での情報はベトナム語での情報と等しいもので、他言語の字句のサイズはベトナム語の字句のサイズ以下でなければならない。

○ **義務的表示: 第2章(第5条)**

- 1) 製品名
- 2) 製品材料(第4項 アレルゲン表示を含む)
- 3) 製品の定量(正味重量/実際の容量/量)
- 4) 製造日、保存可能期間、及び保管方法
- 5) 使用方法
- 6) 強調表示及び安全上の警告
 - 健康強調表示は科学的根拠に基づくもので、かつ製品発売時に証明されていなければならない。
 - 栄養強調表示は本共同回状の付録2に準拠していなければならない。
 - ベトナムに当該栄養強調表示の最新情報がない場合、国際食品規格委員会(コーデックス)ガイドラインを適用することができる。
- 7) 製品に責任を負う組織又は個人の名称及び所在地
- 8) 製品の原産国
- 9) 食品安全規制への適合宣言又は遵守宣言証明書の受領通知番号

3. 商品表示に関する政令 No. 43/2017/ND-CP

それまで、食品安全法(FSL)が、包装済み食品の消費期限に関する特別要件と、機能性食品、食品添加物、照射食品、遺伝子組み換え食品の特別事項を規定を提供していたが、2017年4月14日、ベトナム政府(GVN)は、商品表示に関する政令 No. 89/2009/ND-CP に代わる政令 No. 43/2017/ND-CP を公布した。政令 No. 43/2017 は、ベトナム国内で流通している全てのカテゴリーの食品、飲料、及び農産物の表示要件を規定している。この政令は2017年6月1日から施行された。

商品表示に関する政令 No. 43/2017/ND-CP

【目次】

第1章 一般的事項 General Provisions

- 第1条 適用範囲 Scope
- 第2条 規制の範囲 Regulated entities
- 第3条 用語の定義 Interpretation of terms
- 第4条 ラベルの位置 Location (of label)
- 第5条 ラベル、文字、及び数字のサイズ Size of labels, letters and numbers on labels
- 第6条 レベル上の文字、シンボル、及び絵柄の色 Colors of letters, symbols, and pictures on labels
- 第7条 言語 Language
- 第8条 二次ラベルの表示 Labelling of secondary label
- 第9条 表示の責任 Responsibility of labelling

第2章 ラベルの内容及び表示の方法 Label Contents and Presentation thereof

- 第10条 必須表示の内容 Mandatory contents to be shown on label
- 第11条 製品の名前 Name of goods
- 第12条 製品の責任者の名前及び住所 Name and address of the entity responsible for the goods
- 第13条 製品の量 Quantities of goods

- 第 14 条 製造日、有効期限 Date of manufacture, expiration date
- 第 15 条 製品の原産地 Origin of goods
- 第 16 条 成分及び成分の量 Ingredients and ingredient quantities
- 第 17 条 規格及び警告表示 specifications and warnings
- 第 18 条 製品に表示すべきその他の情報 Other information to be presented on goods labels
- 第 19 条 販売用の包装でないバルク製品に添付すべき必須情報 Mandatory information regarding goods to be packaged simply, goods in bulk without commercial containers

第 3 章 施行 Implementation

- 第 20 条 科学情報省 Ministry of Science and Technology
- 第 21 条 省、省レベルの部局、政府の部局 Ministries, ministerial-level agencies, Government agencies
- 第 22 条 地方及び中央政府関連市の民間の委員会 People's committees of provinces and central-affiliated cities

第 4 章 施行 Implementation

- 第 23 条 施行日 Entry into force
- 第 24 条 移行措置 Transitional provisions
- 第 25 条 施行 Implementation

別添 I: 製品に表示すべき内容 Mandatory contents to be presented by the nature of the goods

別添 II: 製品の量の表示 Presentation of quantities on goods' labels

別添 III: 製造日、有効期限、及びその他の日時の表示 Presentation of date of manufacture, expiration date, and other points of time for goods

別添 IV: 成分及び成分の量の表示 Presentation of ingredients and ingredient quantities of goods

別添 V: 製品の衛生、安全性に関わるその他の規格、警告表示 Other presentation of specifications, warnings on hygiene and safety of goods

- ベトナム市場での消費と流通のために輸入される食品は、次のいずれかの方法で表示をする必要がある：
 - 1) ベトナム語での表示(すべての必須表示内容を含む)；表示はベトナム語で、全ての必須内容を含んでいる必要がある。各食品タイプの要件に応じて、内容に外国語を含めることができるが、ベトナム語の説明と一致している必要があり、そのフォントサイズはベトナム語の対応語句を超えてはいけない。
又は
 - 2) 元の表示の必須情報からのベトナム語訳を含み、政令 No. 43/2017/ND-CP に規定する商品の性質に応じた他の必須情報を補完した二次表示ラベルが添付されたもの。二次表示ラベルは、国内生産のために輸入され、市場で再販されない食品成分、食品添加物、食品加工助剤については免除される。
- 食品に必須の表示内容には次のものが含まれる：
 - 1) 商品の名前、
 - 2) 商品に責任のある企業の名称と住所、
 - 3) 商品の出所、
 - 4) 政令 No. 43/2017ND-CP の別添 I、及びその他の関連する法的文書に規定されている商品の性質に準拠した追加の詳細。
- 「消費期限」、又は「賞味期限」のいずれかで表される有効期限の表示に柔軟な選択肢を規定している。ただし、製造日と有効期限は(西暦に従って)「日-月-年」の形式で記述する必要があり、製品に別の形式で示されている場合は、この形式でも注記する必要がある。

4. 政令 No. 43/2017/ND-CP をガイドする科学技術省通知 No. 05/2019/TT-BKHCHN

2019 年 6 月 26 日、科学技術省 (Ministry of Science and Technology: MST) は、商品表示に関する政令 No.

43/2017/ND-CP の多くの条項の施行について詳述するために科学技術省通知 No. 05/2019/TT-BKHCHN を公布した。
この通知は 2021 年 1 月 1 日から施行される。

科学技術省通知 No. 05/2019/TT-BKHCHN

【目次】

第 1 章 一般的事項 General Regulations

第 1 条 適用範囲 Scope of adjustment

第 2 条 規制の対象 Applicable objects

第 2 章 ラベルの内容及び表示の方法 Content and How to Label Goods

第 3 条 販売用の包装の区別 (No. 43/2017/ND-CP 第 3 条) Distinguish packaging containing non-commercial packaging from commercial packaging

第 4 条 商標の位置 (No. 43/2017/ND-CP 第 4 条) Position of trademarks

第 5 条 ラベル表示の言語 (No. 43/2017/ND-CP 第 7 条) Language presented on the label of goods

第 6 条 製品の責任者の名前及び住所 (No. 43/2017/ND-CP 第 12 条) Name and address of organizations and individuals responsible for goods

第 7 条 製造日及び有効期限の記録 (No. 43/2017/ND-CP 第 14 条) Record the date of production and shelf life on the label of goods

第 8 条 成分の表示 (No. 43/2017/ND-CP 第 16 条) Write ingredients on the label of goods

第 9 条 規格及び警告表示 (No. 43/2017/ND-CP 第 17 条) Write specifications, warning information on the label of goods

第 10 条 遺伝子組み換え食品の表示 (No. 43/2017/ND-CP 別添 I) Labelling genetically modified foods on labels

第 11 条 家庭用化学製品の表示 (No. 43/2017/ND-CP 別添 I) Labelling household chemicals

第 12 条 目盛りの表示 (No. 43/2017/ND-CP 別添 II) Dosing goods on labels

第 13 条 製造日及び有効期限の記録 (No. 43/2017/ND-CP 別添 III) Record the date of production and shelf life on the label of goods

第 14 条 製品の構成の記録 (No. 43/2017/ND-CP 別添 IV) Record the composition and composition of the goods on the label of goods

第 3 章 施行 Terms of Enforcement

第 15 条 施行 Effect

第 16 条 施行の責任 Responsibility for enforcement

- 通知 No. 05/2019 では、次の場合にのみ、成分が「存在しない」、「含まない」、又は「無添加」の旨の表示を許可している：
 - 1) その成分が製品及び製品の製造に使用される材料に存在しない; 又は
 - 2) 置換の性質が明記されていない場合には、製品が類似の特性または用途を持つ同じグループの成分を含まない。
- ただし、通知 No. 05/2019 では、特定の場合にはコーデックスのガイダンスに従って表示が許可される、例えば、砂糖含量が 0.5g/100g(固体)、又は 0.5g/100ml(液体) 以下の場合、商品に「砂糖なし」の表示ができる。

5. その他の特定の表示要件

(1) アレルゲン表示

包装食品、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドライン No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT

第 7 条 製品材料 Product composition

第4項 以下の材料を1つ以上含有する食品は、これらの材料をラベルに明示しなければならない。

- a) グルテン含有穀物及びグルテン含有穀物製食品(小麦、スペルト小麦、ライ麦、大麦、オーツ麦、又はこれらの交配種及び製品等)
- b) 甲殻類及びその製品
- c) 卵及びその製品
- d) 水生動物及びその製品
- e) 落花生、大豆、及びこれらの製品
- f) 乳及び乳製品(乳酸を含む)
- g) ナッツ及びその製品
- h) 10 mg/kg 以上の濃度の亜硫酸塩(硫酸の塩)

(2) 食品添加物の表示

合同通知 No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT で規定されている一般的な表示要件に加えて、食品添加物は次の通り表示する必要がある。

- クラス名及び国際コード(ある場合)が、食品添加物の名称に併記。
- 2つ以上の食品添加物が包装に含まれている場合は、それらの名称を重量順にリスト。
- 「食品に使用」という語句(ベトナム語で Dùng cho thực phẩm)を、食品添加物の名前の下に、高さが2ミリメートル以上の太字で明確に記載。

(3) 照射食品の表示

放射線照射(irradiation)を使用して製造、加工、又は保存される食品の場合、必須の表示内容に加えて、「照射食品 irradiated food」という語句、又はベトナムで承認された国際的に認められた照射食品記号をラベルに印刷する必要がある。

(4) 遺伝子組み換え食品(GE 食品)の表示

ほとんどの GE 食品に必須の表示に加えて、食品安全法(第44条 第2d項)は又、「thực phẩm biến đổi gen」(「遺伝子組み換え食品」という語句を製品に表示することを要求している。

MARD と MST が 2015 年 11 月 23 日付で公布した合同通知 No. 45/2015/TTLB-BNNPTNT-BKHCHN は、包装済み遺伝子組み換え食品の表示をガイドするもので、ベトナムで販売される GE 生物を含む食品と GE 生物の製品に適用される表示要件を詳しく説明している。この通知は 2016 年 1 月 8 日に施行。

この通達は、総成分の少なくとも 5%以上の、少なくとも一つの GE 成分を含む包装済み食品に適用され、ベトナム語のフレーズ「*biến đổi gen*」(別名:「遺伝子組み換え」)が、製品に貼られているベトナム語の二次表示の成分リストの GE コンポーネントの横に印刷される必要がある。

又、政令 15/2018/ND-CP(2018 年 2 月 2 日付け)は、製品の総成分の 5%を超える少なくとも一つの GE 成分を含む食品の表示要件を継続しており(第4章 第9~10条)、次のような場合には GE 食品の表示を免除するとしている:

- -食品中に改変された遺伝子または改変された遺伝子の産物が検出されない、GE 成分を含む包装済み食品;
- -消費者に直接販売される新鮮な GE 食品および包装されていない加工 GE 食品;そして、
- -自然災害や感染症流行など緊急時に使用する GE 食品。